

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として謝絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と掲示の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融サービスの提供に係る勧誘方針

当金庫は「金融サービスの提供に係る勧誘方針」に基づき、金融サービスの提供に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適性の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融サービスの提供に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

預金者のみなさまへ

当金庫では、定期預金等の規定において、預金保険法第49条第2項に定める事由（注）が生じた場合には、お客様のお申し出により、満期日（期限）が到来しないお客様の定期預金等の当金庫に対する借入金等の債務とを相殺することができることとしております。

（注）預金保険法第49条第2項に定める事由とは、①金融機関の預金等の払戻しの停止、②金融機関の営業（事業）免許の取消し、破産宣告または解散の決議をいいます。

- 該当する主な預金は以下の通りです。
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）、自由金利型定期預金（大口定期）、期日指定期預金、変動金利定期預金、通知預金、定期積金、譲渡性預金、一般財形預金、財形住宅預金、財形年金預金、積立定期預金、新型福利預金、総合口座取引、貯蓄預金、利息のつく普通預金、納税準備預金
- 預金規定をご希望の場合は、窓口へお申し出ください。
- 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

預金口座の売買・譲渡は犯罪です

預金口座の売買・譲渡は決して行わないでください。「犯罪収益移転防止法」により下記の行為は禁止されております。

- (1) 他人になりすまして口座を利用すべく通帳、キャッシュカード等を譲り受ける。
- (2) 上記(1)の事情を知らずながら、通帳、キャッシュカード等を譲り渡す。
- (3) 正当な理由なく優勝で通帳、キャッシュカード等を譲り受け、譲り渡しをする。また、インターネット上などに売買の広告を載せることも禁止されています。

※違反した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。

※「業」としてこれを行った場合は、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金が科せられます。

信用金庫の職員や警察官が電話で暗証番号をお聞きしたり、カードをお預りすることは一切ありません。

- 信用金庫の職員または警察官、調査官などと名乗り、暗証番号を聞き出そうとする電話がかかってくるケースがあります。信用金庫の職員や警察官が店舗外や電話等でカードの暗証番号をお聞きしたり、カードをお預りするようなことは一切ありません。これらを名乗る者から暗証番号を聞かれても決して答えないでください。ご不審の場合には、すぐにお取引店にご照会ください。
- カードの利用明細表は、必ずお持ち帰り下さい。
- 総合口座で定期預金がセットされている場合には、普通預金の残高がなくても現金が引き出されてしまうことがあります。また、ATMには、窓口営業時間外および土曜日、日曜日、祝休日にも稼働しているものがありますので、盗難等の場合には、ただちにお取引店にご連絡下さい。

新庄信用金庫

令和3年11月1日